

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第210号

### 野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成29年野田市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「30パーセント」を「40パーセント」に、「7万5,000円」を「10万円（通学又は通学及び通信制併用の場合は、20万円）」に改め、同条第2項中「40パーセント」を「50パーセント」に、「10万円」を「125,000円（通学又は通学及び通信制併用の場合は、25万円）」に改め、同条第3項中「20パーセント」を「10パーセント」に改め、「15万円」の次に「（通学又は通学及び通信制併用の場合は、30万円）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この告示による改正後の野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以後に修了する対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金（以下「受講開始時給付金等」という。）の支給について適用し、同日前に修了した対象講座に係る受講開始時給付金等の支給については、なお従前の例による。